

入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）

令和 8 年 7 月 3 日
(追記) 令和 8 年 8 月 18 日

「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業」の入札説明書等に関する質問について、以下に回答します。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	9	第3章	1	(2)	入札参加者の構成等	設計・建設業務において貴組合と建設工事請負契約を締結する者が建設JV（分担施工型）となる場合、入札説明書/用語の定義/No.37のとおり、建設JVの代表企業となるプラント設備の設計・建設を行う者は、構成員となり、JVを構成し、設計・建設業務の一部（建築物等の建設）を担当する者については協力企業として申請してもよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
2	23	第6章	3	-	入札提案書類	提案書の電子データはCD-Rとご指定がありますが、DVDでの提出もお認めいただけないでしょうか。	DVDでの提出も可とします。
3	23	第6章	3	-	入札提案書類	正本、副本の区別につきまして、正本は原本、副本はその写しという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。なお、P. 25からP. 26に示す「第7章 提出書類作成要領」に留意すること。
4	23	第6章	3	(4)	施設計画図書	(ク) 建築一般図（各階平面図及び断面図）については、(ウ) 各階機器配置図と兼ねてもよろしいでしょうか。	可とします。(ウ) 各階機器配置図と(ク) 建築一般図（各階平面図及び断面図）が兼ねていることが分かる形で提出してください。 なお、施設計画図書のうち、「ウ 図面」について、1つの図面で複数の図面を兼ねる場合についても同様とします。
5	25	第7章	4	(1)	文字数	「1ページに概ね1,600字程度」とのご指示がありますが、この字数は説明文本文の字数と言う理解でよろしいでしょうか。図表による説明の方がわかりやすい部分については、この文字数範囲に入らずともお認め頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおり、「1ページに概ね1,600字程度」はあくまで説明文本文のみで1ページを埋めた場合の目安となります。このため、見出しや図表を用いることにより、当該文字数範囲を下回る場合であっても、問題ございません。
6	26	第7章	4	(7)	電子データ	提案書の電子データは要求水準書記載以外にもPower Point等での作成をお認めいただけないでしょうか。	Power Point等での作成を可とします。
7	26	第7章	5	(3)	要求水準書範囲外の提案について	「質問内容がノウハウに関する場合には個別に回答する」とありますが、入札説明書に従った第1回・第2回の質問において、ノウハウに係る項目をお知らせしたら、個別対応されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。個別回答を希望するの文頭に【個別回答希望】を記載ください。
8	27	第7章	5	(4)	電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について	文末に、「電力料金単価が時期ごとに異なる場合は、加重平均して算出すること」とありますが、年間を通して同一の単価を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
9	31	別紙2	-	-	入札書等の提出用封筒作成要領	中封筒を「長形3号」、外封筒を「角型2号」というように異なる封筒サイズとしてもよろしいでしょうか。	異なる封筒サイズとすることも可とします。
10	33	別紙3	3	(1)	施設整備費の改定	スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、入札提案書類の提出日とする、とございますが、入札公告日に変更頂けないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	34	別紙3	3	(2)	③物価変動に基づく改定	「応募者が表4に示す指標以外の・・・合理的根拠を記載することにより落札者決定後の協議においてその妥当性を協議できる」とありますが、具体的に様式第14号のどの様式に記載したらよろしいでしょうか。	様式第14号－17（別紙2）に記載ください。
12	35	別紙3	3	(2)	③物価変動に基づく改定	表5の算定式①・②に記載の提案時点の物価指数の表記が I_5 となっておりますが、令和8年1月から12月の平均値を用いることから、 I_8 となると理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 I_5 については I_8 と読み替えてください。
13	37	別紙4	2	(1)	①減額等の措置を講じる状態	異常事態、計画外の運転停止について、不可抗力を含む運営事業者に責のない場合については、減額などの措置を講じる状態に該当しないとの認識で宜しいでしょうか。 また、本件性能要件の未達について、装置の設計・製作・施工に係る理由など運営事業者の責に依らないものについては、同様に減額などの措置を講じる状態には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。	前段は、お見込のとおりです。 後段については、原則的にはお見込のとおりですが、本事業はDBO事業であることから、建設事業者をはじめとした各事業者のいずれかの責に依るものについては、減額などの措置を講じる状態に該当します。
14	37	別紙4	2	(1)	①減額等の措置を講じる状態	本施設の全部又は一部の運転を停止した場合、との記載がございますが、例えば付帯設備の換気ファンの運転も本項に記載の「運転」含まれるのか否か読み取れないため、減額等の措置を講じる状態に関する「運転」の定義・対象設備についてご教示願います。 本事業では、処理対象物の受入可能な状態においても、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合、25%の減額が適用されることより明確化が必要と考えます。	本項に記載の「運転」は、処理対象物の受入れや処理にかかる事項を指しています。 このため、付帯設備の換気ファンの停止が、処理対象物の受入れや処理に直接影響しない場合は、「運転継続型減額措置」の適用となり、処理対象物の受入れや処理が不可能となった場合は、「運転停止型減額措置」の適用となります。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第1編 第2章	2. 8. 1	(1)	地形	組合殿から提供される造成用の盛土材で、「土量が不足する場合は、建設事業者で確保すること。」とありますが、現在置いてあるおおよその土量をご教示下さい。	約37,255m ³ です。
2	6	第1編 第2章	2. 8. 1	(1)	地形	本組合より提供される造成用盛土材の土量をご教示頂けないでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
3	6	第1編 第2章	2. 8. 1	(1)	地形	都市計画法29条の開発許可申請は不要と理解しますが、盛土規制法も対象外でしょうか？	盛土規制法は対象外です。（地方公共団体が管理する廃棄物処理施設の用に供されている土地における行為であるため）
4	7	第1編 第2章	2. 8. 4	(1)	電気	本施設単独使用のために新たに引込第1柱を設置し、一般高压方式にて受電するとありますが、東北電力との接続検討状況について、情報を開示頂きたいと御願います。（工期や取合点等について）また、事業者への要求事項があればあわせて開示を御願います。	現状ありません。
5	7	第1編 第2章	2. 8. 4	(3)	排水	生活排水は合併浄化槽にて処理後に放流する。とありますが、市道側の水路に放流という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
6	7	第1編 第2章	2. 8. 4	(3)	排水	プラント排水は直接放流せず別途処理する。なお、岩手中部クリーンセンターに搬出し処理することも可能とありますが、搬出作業の所掌範囲についてご教示ください。請負業者の事業範囲の場合は、受入方法（ごみピットへ投入或いは配管接続など）を提示願えますでしょうか。	搬出作業の所掌は事業者とします。
7	7	第1編 第2章	2. 8. 4	(4)	電話・通信	「ごみの計量データを含む計装情報を岩手中部クリーンセンター内の本組合事務所から閲覧できるようにする」と記載されていますが、計装情報として想定されているものをご教示ください。	ごみの計量情報、ITVの映像・操作、及び中央操作室の制御PC画面（切替のみで操作不可）を想定しています。
8	7	第1編 第2章	2. 8. 5	-	地中障害物	「地中障害物は建設事業者の負担で処分」と記載があります。地中障害物は予期できないものなので、大きさの大小に関わらず発見された場合は組合殿と協議をお願い致します。	発生した場合は協議対象としますので、都度ご報告ください。
9	14	第2編 第1章	1. 1. 3	(5)コ	法定資格者の配置	電気主任技術者は運営事業者に所属するとの記載がございますが、本運営・維持管理業務において、電気主任技術者は運営事業者から運転委託する構成員への外部選任を考慮しており、運営事業者の直雇用ではございませんが、構成員の有資格者の配置でも運営事業者の所属とみなされるとの理解で宜しいでしょうか。	法的に問題なければ、可とします。
10	14	第2編 第1章	1. 1. 3	(5)コ	法定資格者の配置	本施設の設計・建設業務期間中に必要な「電気主任技術者」は、運営事業者の所属する資格者を配置すること。とありますが、運営事業者であるSPCが業務委託する企業から選任することも可との理解でよろしいでしょうか。	法的に問題なければ、可とします。
11	15	第2編 第1章	1. 2. 1	(2)	対象物の種類	「表2-2 計画ごみ種類」の不燃性大型ごみに「家具、机」が含まれておりますが、木製家具等の可燃素材主体のものは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	16	第2編 第1章	1. 2. 1	(5)	計画ごみ質	「表2-3 計画ごみ組成」と「添付資料5 不燃ごみ質組成分析調査 分析結果」に示されている各組成割合が異なりますが、「表2-3 計画ごみ組成」の値を正、として計画してよろしいでしょうか。	表2-3は令和3年度から令和7年度の北上市のデータを基にしたものです。一方、添付資料5は令和4年度の花巻市と令和7年度の北上市を基にしたものであるため参考資料扱いになります。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	16	第2編 第1章	1. 2. 1	(5)	計画ごみ質	「添付資料5 不燃ごみ質組成分析調査 分析結果」の「家電製品・自転車類」の項目には「※ピックアップ対象」と記載がありますが、「表2-3 計画ごみ組成」及び本文には本記載がありません。設備計画にあたり、要求水準書の記載内容に基づき「家電製品・自転車類」は破碎、選別対象とする一方、自転車類は将来的に再資源化事業者への直接引渡しの可能性がある、との理解でよろしいでしょうか。なお、「家電製品」のうち破碎・選別処理を行うものは「小型家電」として別途回収の対象品以外のものとします。	自転車及び家電製品の取り扱いについて、お見込みのとおりです。
14	16	第2編 第1章	1. 2. 1	(5)	計画ごみ質	表2-3に示される「家電・自転車類」の「自転車」について、再資源化事業者へ引き渡すことで考えてよろしいでしょうか。	現状明確な想定はしていませんが、必ずしも破碎処理を行う必要はなく、再資源化事業者への引き渡し対応も可能なよう考えています。
15	17	第2編 第1章	1. 2. 2	(2)	搬入条件	搬入条件について、ご提示いただいた添付資料04_搬入車両台数及び搬入量実績_岩手リサにおいては、日曜日に搬入が行われている実績がありますが、本項に記載のとおり月曜～土曜が搬入日で、日曜は搬入は無いとの理解で宜しいでしょうか。	原則として日曜受付は想定していません。
16	17	第2編 第1章	1. 2. 2	(3)イ,ウ	搬出条件 可燃物 不燃物	可燃物、不燃物の運搬を運搬業者に委託し、組合とSPCと運搬業者との3社契約を結び運搬することは可能でしょうか。	可とします。
17	18	第2編 第1章	1. 2. 2	(8)イ	搬入・搬出車両の事業 用地内管理条件 管理車両	本施設の運営業務を円滑に実施するため、10t車（ダンプ深ボディ）やフォークリフト、ホイールローダ等、必要な車両を運営事業者で配置することと記載ございますが、建設事業者で配置することをお認めいただけますでしょうか。	建設事業者の手配後に運営事業者に譲渡することは可とします。
18	18	第2編 第1章	1. 2. 2	(6)	車両条件	施設内の車両動線検討のため、「表2-6 搬入・搬出車両」のうち、「鉄道貨物コンテナ(5t)」の積載車両の外形状並びに車両軌跡図をご提供いただきたくお願い致します。	「L1, 193cm×W249cm×H303cm」を想定しており、車両軌跡図はありません。
19	18	第2編 第1章	1. 2. 2	(7)	年間搬入台数、日平均 台数	表2-7に年間搬入台数と日平均台数がありますが、 ①これは記載通り、令和6年度のデータでしょうか。 ②添付資料04_搬入車両台数及び搬入量実績は令和7年度データとなっています。表2-7が令和6年度のデータであれば、令和7年度のデータを提示願います。その際に、添付資料04の区分に従い、収集許可と直接搬入それぞれのデータも提示願います。	①については、令和6年度は誤記で、令和7年度のデータになります。 ②については、上記により、追加提示は致しません。
20	21	第2編 第1章	1. 2. 6	(2)ア	公害防止基準値・目標 値 排水	表2-9生活排水に係る基準値において、生物化学的酸素要求量(=BOD)20mg/L以下、BOD除去率90%以下との記載がございますが、BOD除去率とは、「(浄化槽入口BOD濃度(mg/L)-浄化槽出口BOD濃度(mg/L))÷浄化槽出口BOD濃度(mg/L)」との理解で宜しいでしょうか。その場合、浄化槽入口BOD濃度が200mg/L未満の場合、優先される基準値は生物化学的酸素要求量との理解で宜しいでしょうか。	計算方法はご提示の通りとし、20mg/L以下を満足する場合、除去率は問わないものとします。
21	32	第2編 第1章	1. 9. 2	(1)ク	保証書 水槽類の防食層	水槽類とありますが、水槽以外に該当する装置の具体的な名称をご教示ください。	水槽以外で想定する特定の装置はありません。
22	32	第2編 第1章	1. 9. 2	(2)	施工に係る契約不適合	機械設備工事関係の契約不適合期間は正式引渡し後3年間とすると記載がありますが、部分引渡しをする場合、部分引渡し日から3年と考えると宜しいでしょうか。	部分引渡しは想定していませんが、部分引渡しが必要となった場合は、引渡し関連箇所についてのみ、お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	33	第2編 第1章	1. 9. 4	(2)	ろ過式集じん器のろ布	「サンプリングは引渡し後3年間行うものとし、サンプリング箇所は、ろ布1本当たり上、中、下の3箇所とし、本数は、排気の流れ等を考慮して決定する。なお、引き渡し後3年間のサンプリングは不要とする。」とありますが、 ①引き渡し後3年間のサンプリングは、不要との理解でよろしいでしょうか。 ②引き渡し後4年目以降のサンプリングは、運営事業者提案としてよろしいでしょうか。	①②ともにお見込みのとおりです。
24	38	第2編 第1章	1. 11. 8	(1)	作業日及び作業時間	作業日は原則日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日と記載がございますが、土曜日の作業実施については、事業者が任意に決めて宜しいでしょうか。	年間又は月間の作業計画の提出にて予定をご報告下さい。 なお、国民の祝日は収集日として設定しているため、不燃ごみを受け入れる本施設側も運転日とします。
25	38	第2編 第1章	1. 11. 9	(7)	仮設工事	仮囲いについて、高さ3mの仮囲いは前面道路側のみとし、他面は1.8mのメッシュシート張り程度に変更して宜しいでしょうか。	全面3mを標準とします。
26	41	第2編 第2章	2. 1. 4	(7)	配管の塗装	配管の流体別の色分けは全長の塗装でなく、各所への表示テープ貼り付けなどでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	42	第2編 第2章	2. 1. 5	(7)	電気、制御、操作盤	電動機や操作盤等の保護等級（IP規格防水保護構造及び保護等級）は、IP54を標準としつつと記載がありますが、水回り等の使用環境以外の箇所はIP54以下で各機器個別に協議、承諾を得る事で宜しいでしょうか。	IP54を標準とします。
28	42	第2編 第2章	2. 2. 1	(4)	ごみ計量機	付属品として自動精算機の要求がありますが、直接搬入者の対応は有人となるため、自動精算機は非設置としても宜しいでしょうか。	運営に支障がなければ非設置でも可とします。なおその場合、第2編第1章1.2.3の「自動料金支払い機にて料金を精算する。」を「料金を精算する。」と読み替えます。
29	45	第2編 第2章	2. 2. 4	-	不燃ごみ受入ヤード (土木建築工事に含む)	特記事項に「本ヤードの保管部における有効貯留容量は、定格処理能力の3日分以上とすること。」とあります。 定格処理能力は9.2t/5hではありますが、p.15の表2-2 計画ごみ種類のごみ割合は不燃ごみが96.2%、不燃性大型ごみが3.8%となっています。 不燃ごみ受入ヤード、不燃性大型ごみ受入ヤードについて、各ヤードの保管部における有効貯留容量はごみ割合のとおり不燃ごみが8.8504t×3日分(≒166m³)以上、不燃性大型ごみが0.3496t×3日分(≒8.1m³)以上の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、車両進入の余幅、停車スペースを十分考慮して配置してください。
30	49	第2編 第2章	2. 2. 9	(4)ウ	受入ホッパ	「地下ビット式」の御要求ですが、昨今のLiB原因の火災対策のため破碎対象物は全量検査が必要であり、搬入車両からの直接投入がないことを考慮し、受入ホッパ及び受入供給コンベヤを「地上配置式」とすることをお認めいただけないでしょうか。 「地上配置式」とすることで、以下の利点もございます。 ・受入ホッパへの作業、搬入車両及び作業車両の転落防止 ・地下ビット開口部への作業の転落防止 ・搬入車両による誤投入防止 ・受入供給コンベヤのメンテナンス性向上(プラットホームレベルで点検・清掃が可能)	投入・搬送状況の常時視認性、ブリッジ解除作業の安全性・容易性が担保される場合に限り、可とします。
31	59 60 61 62	第2編 第2章	2. 6. 9 2. 6. 10 2. 6. 11 2. 6. 13 2. 6. 14	-	小型家電貯留ヤード リチウム電池使用製品貯留ヤード 蛍光管貯留ヤード 水銀含有ごみ貯留ヤード 乾電池貯留ヤード	各有害ごみ、危険ごみの保管容器類は、貴組合様若しくは再資源化事業者の手配とし、建設事業者並びに運営事業者の手配範囲外との理解でよろしいでしょうか。 ・小型家電：1m3程度の金属製格子状保管容器 10個以下 ・リチウム電池使用製品：金属製保管容器 10個以下 ・蛍光管、水銀含有ごみ、乾電池：ドラム缶(200L) 125本	本組合もしくは引取事業者側の手配になります。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
32	60	第2編 第2章	2. 6. 9	(5)	小型家電貯留ヤード 特記事項	①保管容器は事業者手配との理解でよろしいでしょうか。 ②保管容器の仕様に関し、1m3程度の金属製格子状保管容器等と記載ございますが、本容器は貴組合が手配する業者の車両に積み込む条件に関係すると思料しますので、詳細仕様、市中品を想定でしたら商品名等情報開示願います。 ③保管容器の貯留は10個以下と記載ございますが、用意すべき保管容器の個数、運用方法について教示願います。 (例；10個用意し、5個充填のち搬出、残り5個で運用継続、次回収集時空の容器5個返却、充填された5個の容器搬出)	①については、本組合もしくは引取事業者側の手配になります。 ②、③については、内部確認後、第2回質問回答段階で回答します。 ⇒令和8年8月18日 追記 ②については、今後引取業者側との協議により決定するため、現時点では1.0m×1.0m×1.0m程度の寸法以外、詳細仕様、製品名までは定まっていません。 ③については、保管場所として10㎡以上（金属製格子状補充容器を10個並べる。積み上げ不可）を確保してください。なお、運用方法については、受注後、引取事業者も交えた協議により調整・決定するものとします。
33	60	第2編 第2章	2. 6. 10	(5)	リチウム電池使用製品 貯留ヤード 特記仕様	①保管容器は事業者手配との理解でよろしいでしょうか。 ②保管容器の仕様に関し、金属製保管容器等と記載ございますが、本容器は貴組合が手配する業者の車両に積み込む条件に関係すると思料しますので、容量、詳細仕様、市中品を想定でしたら商品名等情報開示願います。 ③保管容器の貯留は10個以下と記載ございますが、用意すべき保管容器の個数、運用方法について教示願います。 (例；10個用意し、5個充填のち搬出、残り5個で運用継続、次回収集時空の容器5個返却、充填された5個の容器搬出)	①については、本組合もしくは引取事業者側の手配になります。 ②、③については、内部確認後、第2回質問回答段階で回答します。 ⇒令和8年8月18日 追記 ②については、40L程度の大型のペール缶を想定していますが、今後引取業者側との協議により決定するため、現時点では詳細は定まっていません。 ③については、保管場所として10㎡以上を想定して確保してください。なお、運用方法については、受注後、引取事業者も交えた協議により調整・決定するものとします。
34	60	第2編 第2章	2. 6. 10	(5)イ	リチウム電池使用製品 貯留ヤード	貯留ヤードの必要面積検討のため、使用予定の「金属製保管容器」の仕様(外形寸法)をご教示願います。	内部確認後、第2回質問回答段階で回答します。 ⇒令和8年8月18日 追記 No.33の回答をご参照ください。
35	60 61 62	第2編 第2章	2. 6. 11 2. 6. 13 2. 6. 14	-	蛍光管貯留ヤード 水銀含有ごみ貯留ヤード 乾電池貯留ヤード	①ドラム缶貯留に使用するパレットは、貴組合様若しくは再資源化事業者の手配とし、建設事業者並びに運営事業者の手配範囲外との理解でよろしいでしょうか。 ②また、貯留ヤードの必要面積検討のため、使用予定のパレットの仕様を御教示願います。	①については、本組合もしくは引取事業者側の手配になります。 ②については、内部確認後、第2回質問回答段階で回答します。 ⇒令和8年8月18日 追記 ②については、一般的なT11型パレットを想定していますが、現時点では定まっていないため、事業者提案を踏まえて、受注後に、再資源化事業者も交えた協議により調整・決定するものとします。
36	61	第2編 第2章	2. 6. 11 2. 6. 12 2. 6. 13	(5)	蛍光管貯留ヤード 水銀含有ごみ貯留ヤード 乾電池貯留ヤード 特記仕様	①ドラム缶は事業者手配との理解でよろしいでしょうか。 ②鉄道貨物コンテナ（5t）は貴組合手配との理解でよろしいでしょうか。 ③ドラム缶の数量は125本と記載ございますが、用意すべきドラム缶の個数、運用方法について教示願います。 (例；125個用意し、25個充填のち搬出、残りで運用継続、次回収集時空の容器25個返却)	①、②については、本組合もしくは引取事業者側の手配になります。 ③については、内部確認後、第2回質問回答段階で回答します。 ⇒令和8年8月18日 追記 ③のうち、運用方法については、受注後、引取事業者も交えた協議により調整・決定するものとします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
37	61	第2編 第2章	2. 6. 12	-	半自動蛍光管破砕機	蛍光管は、そのまま破砕せずに外部への引取実績がございます。外部への引取が可能であれば、半自動蛍光管破砕機は削除しても宜しいでしょうか。	破砕引取りを前提とし、破砕機は設置するものとします。
38	64	第2編 第2章	2. 6. 18	(5)	資源ごみ等一時保管用 ヤード 特記仕様	①コンテナバックは事業者手配との理解でよろしいでしょうか。 ②貯留量はコンテナバック20袋分と記載ございますが、コンテナバックの想定年間使用量につき教示願います。	①については、本組合もしくは引取事業者側の手配になります。 ②については、内部確認後、第2回質問回答段階で回答します。 ⇒令和8年8月18日追記 ②のうち、想定年間使用量については、不明です。 なお、自然劣化によるもの、もしくは引取事業者側の責によりコンテナバックが破損した場合は、本組合もしくは引取事業者側にて補充しますが、運営事業者側の責により破損した場合は、運営事業者側にて補充ください。
39	64	第2編 第2章	2. 6. 18	(5)	資源ごみ等一時保管用 ヤード 特記事項	住民が誤って搬入された資源ごみについては、破袋をすることなくそのままコンテナバックに保管することによろしいでしょうか。 また、資源ごみが洗浄が不十分や汚れ等があり、資源ごみとして不適切と判断した場合には、住民に持ち帰ることを指示してもよろしいでしょうか。	破袋の実施是非には拘りませんが、中身を確認できる状態にして内部を確認し、必要な場合は適切な分別指導をお願いします。
40	65	第2編 第2章	2. 7. 2	(5)	バグフィルタ 特記事項 カ	「局所排気装置の定期自主検査指針」（中央労働災害防止協会）に基づき、静電気等が原因の粉じん爆発への対策を行うこと。とありますが、具体的な対応事例があればご教示願えますでしょうか。	本組合内での対応事例はありません。
41	70	第2編 第2章	2. 9. 1	-	所用水量表	「①床洗浄排水（バクカー車汚水タンク排水分の余裕（想定台数4台、1日あたり0.8 m ³ ）を見込む）」とありますが、バクカー車汚水タンク排水の1週間分の想定量をご教示願えますでしょうか。	0.8m ³ ×5日＝4.0m ³ /週を想定します。
42	72	第2編 第2章	2. 10. 1	(5)	空気圧縮機 特記事項 ウ	無給油式（オイルフリー）とすること。と記載がありますがフィルター等を設けることで施設の運転に支障なければ給油式としてもよろしいでしょうか。	無給油式を想定していますが、オイルミストフィルター等と組み合わせて施設の運転に支障がなければ可とします。
43	75	第2編 第3章	3. 1. 2	(3)	電気方式 配電方式及び電圧 ウ	「交流3相3線式 420V、交流3相3線式 210V」と記載ありますが、建築動力において420Vが必要無い場合は、「交流3相3線式 210V」として計画しますがよろしいでしょうか。	420Vが必要無い場合は可とします。
44	76	第2編 第3章	3. 1. 2	(4)	電気方式 特記事項 カ	「高圧変圧器二次側低圧幹線は原則としてバスダクト方式」と記載ありますが、変圧器盤と低圧配電設備が列盤構成である場合、盤内母線方式として計画しますがよろしいでしょうか。	変圧器盤と低圧配電盤を列盤とする条件において盤内母線方式も可とします。
45	79	第2編 第3章	3. 1. 5	(1)	動力配電設備 一般事項 キ	「内線規程に準じて力率調整は極力低圧負荷で行う」と記載ありますが、高圧側に設置する進相コンデンサにより力率改善が図れる場合においては低圧側に進相コンデンサを設置しないものとして計画しますがよろしいでしょうか。	高圧盤に進相コンデンサを設置することで、低圧側に設置するよりも力率改善が図れる前提で提案を可とします。
46	80	第2編 第3章	3. 1. 6	(3)	無停電電源装置 主要項目 ア 容量	無停電電源装置について、「必要負荷の30分以上」との記載がありますが、上位電源である非常用発電機の起動時間は概ね40～60秒程度であることを踏まえると、無停電電源装置の主な役割は非常用発電機起動までのバックアップ供給と考えられます。このため、本計画においては、無停電電源装置のバックアップ時間（必要容量）について、10分以上とすることで計画しても宜しいでしょうか。	3.1.6 無停電電源装置 (5)特記事項 ア負荷の種類が、非常用発電機の負荷に含まれる前提で提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
47	81	第2編 第3章	3. 1. 7	(4)	直流電源設備 主要項目 ア 容量	直流電源装置について「必要負荷の30分以上」との記載がありますが、上位電源である非常用発電機の起動時間は概ね40～60秒程度であることを踏まえると、直流電源装置の主な役割は非常用発電機起動までのバックアップ電源の確保であると考えられます。このため、本計画においては、直流電源装置のバックアップ時間（必要容量）について、10分以上とすることで計画しても宜しいでしょうか。	3.1.7 直流電源設備 (5)特記事項 イ負荷の種類が、非常用発電機の負荷に含まれる前提で提案を可とします。
48	81	第2編 第3章	3. 1. 7	(5)	直流電源設備 特記事項 エ	「直流電源装置の容量は、非常用照明・・・」と記載ありますが、非常用照明は蓄電池付照明にて計画することから直流電源装置の容量計算からは除外し計画しますがよろしいでしょうか。	蓄電池付照明の蓄電池容量が3.1.8 非常用発電機 (5)特記事項 ウに記載の日数以上である前提で提案を可とします。
49	81	第2編 第3章	3. 1. 8	(4)	非常用発電機 対象負荷設備 エ 非常用照明設備	非常用照明設備を対象負荷とするよう記載されておりますが、非常用照明は蓄電池付照明にて計画することから対象負荷からは除外させていただきますがよろしいでしょうか。	蓄電池付照明の蓄電池容量が3.1.8 非常用発電機 (5)特記事項 ウに記載の日数以上である前提で提案を可とします。
50	83	第2編 第3章	3. 2. 1	(4)	計画概要	「計量データを含め、岩手中部クリーンセンター内の組合様事務室に情報を送信できる設備」と記載ありますが、「計量データを含め」の対象となる情報については「ITVの映像、操作」および「計量データ」を送信できる計画としますがよろしいでしょうか。	ごみの計量情報、ITVの映像・操作、及び中央操作室の制御PC画面（切替のみで操作不可）を想定しています。
51	83	第2編 第3章	3. 2. 1	(4)	計画概要	「計量データを含め、岩手中部クリーンセンター内の本組合事務室に情報を送信」との記載がありますが、岩手中部クリーンセンター内の組合様事務室への配線ルートや方法についての詳細をご提示願います。特にご指定無ければ配線ルート、方法は受注者からの提案で宜しいでしょうか。	配線ルートや方法については特に想定はしていないため、ご提案ください。
52	85	第2編 第3章	3. 2. 3	(2)	ITV装置 表2-1 6 カメラ設置 場所（工場棟）	備考欄において「録画機能」と記載されておりますが、録画データ保存期間は弊社の他施設実績値である30日程度で計画してよろしいでしょうか。	防犯及び災害時確認を目的としますので、ご提示の内容で問題ありません。
53	86	第2編 第3章	3. 2. 3	(2)	ITV装置 表2-18 モニタ設置場 所（工場棟）	「※ズーム及び回転雲台の操作は中央操作室及び本組合事務室から行えるよう計画すること。」とありますが、中央操作室と貴組合事務所の双方からの操作が可能という条件を満足する場合、LANケーブルを用いた構成、またはWebを活用した構成のいずれかについて受注者側で選択できるという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	86	第2編 第3章	3. 2. 3	(2)	ITV装置 表2-20 モニタ設置場 所（岩手中部クリーン センタ）	岩手中部クリーンセンター内の組合様事務室に50インチ以上のモニタを設置すると記載ありますが、岩手中部クリーンセンター内の組合様事務室への配線ルートや方法についての詳細をご提示願います。特にご指定無ければ配線ルート、方法は受注者からの提案で宜しいでしょうか。	配線ルートや方法については特に想定はしていないため、ご提案ください。
55	89	第2編 第4章	4. 2. 1	ク 表2-21	計画概要	「表2-21 施設見学者」にて、来場方法に自転車が含まれておりますが、駐輪場の整備が必要でしょうか。 必要である場合、必要駐輪台数をご教示いただきたいです。	乗用車1台分のスペースを自転車等用として追加で確保し、用途がわかるように道路ペイントを施してください。
56	92	第2編 第4章	4. 2. 3	(3)イ	工場棟管理諸室計画	「玄関・ホール」をSPCと見学者共用としている都合上、諸室の一部が共用になりますが、「なお、以降、第2編 4.2.3 (15)までの「（SPC用）」と表記のある場合ものは同様とするが、設置しない場合において見学者用の常用や外部に設置することは不可とする。」については、共用されるエリア以外で、見学者とSPCの兼用になる部屋を設けてはならない、と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。運営・維持管理事業として不要と判断するものの設置は不要ですが、必要とするものを見学者用と兼用するのは不可とします。
57	92	第2編 第4章	4. 2. 3	(6)	工場棟管理諸室計画	(6) 食堂に「給湯室を設けること」とありますが、室として区画せず給湯スペースとしても宜しいでしょうか。	室ではなく、給湯スペースの設置でも問題ありません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
58	92	第2編 第4章	4. 2. 3	(15)	工場棟管理諸室計画	多目的トイレはSPC用、見学者用を兼用しても宜しいでしょうか。	4. 2. 3(3)イの記載により、不可とします。
59	93	第2編 第4章	4. 2. 3	(19) (20)	工場棟管理諸室計画 階段、エレベータ	見学者動線を工場棟1階に集約することで「エレベータ(見学者用)」及び「階段室(見学者用)」を非設置としてもよろしいでしょうか。	動線として必要がない場合は設置は不要です。
60	93	第2編 第4章	4. 2. 3	(22)	工場棟管理諸室計画	搬入待機車両及び外部作業車用として「トイレ(男女別)」とありますが、使用頻度が少ないと想定されることから、小便器、大便器を設けた男女共用のトイレを設けることでよろしいでしょうか。	男女別を原則とします。
61	93	第2編 第4章	4. 2. 4	(1)エ	工場棟機械諸室計画 プラットホーム	「RC腰壁(高さ2.5m程度)」を全周に設置する御要求について、不燃ごみ受入ヤード、不燃性粗大ごみ受入ヤード、投入前ヤードの重機作業及び貯留物荷重が加わる壁面については、2.5m程度若しくはそれを超える必要な高さのRC擁壁を設けるものとし、それ以外の居室や建屋外周に面する壁面等については、構造上、必要な高さのRC腰壁を設けることで計画してよろしいでしょうか。	提案を可としますが、積雪・堆雪も考慮した高さとしてください。
62	94	第2編 第4章	4. 2. 4	(2) リ	工場棟機械諸室計画 受入ヤード	冷暖房設備を設置することと記載ありますが、同一空間である4. 2. 4 (1) プラットホーム ーに記載の通り、必要に応じて設置と理解して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
63	94	第2編 第4章	4. 2. 4	(4)	工場棟機械諸室計画 受入ホッパ室	受入ホッパはプラットホームエリアに配置するため、「受入ホッパ室」は非設置としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
64	98 99	第2編 第4章	4. 2. 7	(2) 表2-24 表2-25	一般仕上計画 内部仕上	内部仕上(標準仕様)のその他に記載されている「棚」「書棚」「下駄箱」等においては、造作ではなく既製品を設置する計画としても宜しいでしょうか。	造作ものと既製品を区分していませんので、ご提案ください。
65	99	第2編 第4章	4. 2. 7	(2) 表2-25	一般仕上計画 内部仕上	廊下 (SPC用)、階段 (SPC用) のその他に記載されている「壁付手摺 (2段)」は1段としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
66	102	第2編 第4章	4. 3. 2	(4) ア	外構工事 門扉・囲障	事業用地外周にフェンスを設けることとありますが、本施設用地外周(事業用地範囲の内、本事業の為に造成した範囲の外周)との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	102 及び添付資料02	第2編 第4章	4. 3. 2	(4) ア	外構工事 門扉・囲障	フェンスは事業用地外周(添付資料02の黄色部)ではなく、本施設用地外周にフェンス(+ガードレール)を設け、正門は市道に設置する計画として宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
68	102 104	第2編 第4章	4. 4. 1 4. 4. 4	(6) (3)	計画概要 給水設備	4. 4. 1では「給水設備は、各種受水槽、高置水槽からの用水の供給」と記載があり、一方4. 4. 4では「給水設備は、・・・方式は提案とする」と記載があります。方式は提案で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	103	第2編 第4章	4. 4. 2	(5)	設計外気条件	空調設備の設計用外気条件については建築設備設計基準(国土交通省大臣官庁官庁営繕部・環境課監修)の最寄り地点(盛岡)にて設計することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	103	第2編 第4章	4. 4. 2	(5)	設計室内条件	空調設備の設計用室内条件について、記載された相対湿度条件を満たすためには通常のパッケージエアコンではなく加熱機能・加湿機能等を組み合わせた特殊な空調システムが必要となりますが、本事業規模で用いるのは機器スペースの確保や維持管理の煩雑さを考えると合理的ではありません。空調機器の設計点としては温度条件のみを考慮することとし、湿度条件については成り行きとして宜しいでしょうか。	要求水準書どおりとします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
71	105	第2編 第4章	4.5.1	(9)	計画概要 構内PHS	公衆PHSサービスは2023年3月末に終了し、構内PHSは当面利用可能ですが、長期的には代替システムへの移行が推奨されています。現在スマートフォンが普及されていますので、PHSは取り止めとして宜しいでしょうか。	長期使用を考慮して構内PHSの構築に不具合があるとお考えの場合、別途構内連絡手段をご提案ください。
72	109	第2編 第4章	4.5.4	(8)	その他工事 時計設備	電気時計は電波時計と読み替えても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	110	第3編 第1章	1.1.2	(3)	運営・維持管理業務期間	本項において、運営・維持管理業務期間は、令和13年(2031年)4月1日から令和33年(2051年)3月31日までと記載がございますが、P5及び入札説明書P6より令和12年(2030年)4月1日から令和32年(2050年)3月31日までを正と理解してよろしいでしょうか。	1.1.2(3)は誤記ですので、令和12年(2030年)4月1日から令和32年(2050年)3月31日までを正とします。
74	111	第3編 第1章	1.1.5	(5)	見学者	本施設は、自由見学は認めず、全て予約見学という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	119	第3編 第2章	2.5.5	(1)	計測項目と計測頻度	回収率の算出方法に関しては計量帳票の搬出量及び純度計測結果からの算出値で宜しいでしょうか。また、仮に1か月間破砕鉄及び破砕アルミが一度も搬出されない場合は複数月での評価でも宜しいでしょうか。	ご提案を可としますが、各搬出品目の月ごとの搬出頻度の変動により、純度を用いた搬出物内資源量が大きく変化することには留意願います。
76	133	第3編 第3章	3.1	-	事業期間終了時の機能 検査	運営事業者が事業期間中に立案する長期保全計画は、立案年において、それまでの運転・整備状況を踏まえて作成するものと理解致しますが、様式14号-10(別紙1)にて提示した整備内容及び整備スケジュールが異なる可能性がございます。その場合は様式14号-10(別紙1)で提案した内容は見直し可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	添付資料01	-	-	-	平面図(敷地及び事業 用地)	敷地範囲は、岩手中部クリーンセンターを含まない範囲で、建築確認申請としては、黄色網掛け範囲の本施設建屋、新築扱いとの理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
78	添付資料01	-	-	-	平面図(敷地及び事業 用地)	事業用地範囲(黄色塗部)の内、本事業のために造成する範囲外の用地の管理については、貴組合管理と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	添付資料01	-	-	-	平面図(敷地及び事業 用地)	全体配置計画のため、CADデータをご提示ください。	参加資格審査結果の通知により、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業に対し、提供します。
80	添付資料02	-	-	-	事業用地概況図 事業用地範囲(黄色部)	事業用地範囲内は、仮設用地として使用可能でしょうか。	申請して組合の許可を受けた上で、可とします。
81	添付資料02	-	-	-	事業用地概況図 敷地範囲(赤線内)	黄色部の事業用地範囲の南側(図面下側)の敷地範囲(赤線内)は仮設用地として使用可能でしょうか。	復旧前提であれば、申請して組合の許可を受けた上で、可とします。 ※現在使用可能盛土がありますので、復旧には盛土の回復は含みません。
82	添付資料02	-	-	-	事業用地概況図 事業用地及び敷地内	黄色部の事業用地範囲の南側(図面下側)の敷地範囲(赤線内)が仮設用地として使用可能な場合、整地して砕石敷(厚100mm程度)を行います。工事完了時は砕石は残したままで宜しいでしょうか？	当該箇所は本組合管理になるため、除草作業等の都合を考慮し、砕石敷は撤去して下さい。
83	添付資料02	-	-	-	事業用地概況図 敷地範囲(赤線内)	敷地が赤枠になりますので、本施設建屋は建築確認申請上、増築扱いとの理解で宜しいでしょうか？	岩手中部クリーンセンターでの建築確認申請上の敷地範囲には本事業用地は入っていないことから、本事業に関する建築物はまとめて新築扱いとなります。
84	添付資料02	-	-	-	事業用地概況図	全体配置計画のため、CADデータをご提示ください。	参加資格審査結果の通知により、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業に対し、提供します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
85	添付資料02	-	-	-	事業用地概況図 市道・市道接続部	市道接続部の反対側にはITEC様の工場進入道路が敷設されております。鉄骨を積載した大型トレーラーが往来しておりますので、道路の正確な位置図をご提供頂くようお願いします。	参加資格審査結果の通知により、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業に対し、提供します。
86	添付資料03	-	-	-	処理フロー（標準案）	鉄道貨物コンテナ（5t）及びアームロール車は、貴組合手配との理解でよろしいでしょうか。	破砕金属のアームロールと鉄道貨物コンテナ（5t）は本組合手配、可燃物及び不燃物用のアームロールは事業者手配になります。
87	添付資料04 7頁、他	令和7年度 曜日別 搬入量	-	-	—	西和賀町の曜日別搬入量が花巻市、北上市、組合様に比較して多いと思われます。変動係数も併せてご確認戴けますでしょうか。 (同資料3頁目の花巻市の日搬入量の9月分も同様です)	修正し、添付資料04として新たに公表します。
88	添付資料08	-	-	-	上水道敷設状況	上水道本管は市道反対側の歩道近傍に敷設されており、クリーンドームへの引込はサヤ管内敷設PP30と記載あるため、推進工法により施工されていると考えます。本工事の上水道引き込みも市道横断となりますので推進工法にせざるを得ないと考えますが、一方で事業用地の市道接続部の反対側はITEC様への進入道路の交差点となり、大型トレーラーの往来状況から推進工法の立坑設置は困難な状況と考えます。上水道取り合い点の現状の想定についてご教示願います。	現状明確な想定はできていませんが、例として、クリーンドームと調整池の間のスペースなどが考えられます。具体的な工法と位置は受注後協議とします。
89	添付資料13	-	-	-	測量調査報告書	平成22年度の測量調査データとなっておりますが、最新の現況図をご提示いただけませんか？。また、図面が無い場合は事業者で受注後に測量を行っても宜しいでしょうか？	最新測量による現況図はありません。受注後測量は可とします。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第3章	3	-	開札及び入札価格の確認	入札説明書にて予定価格は整備費・運営費の総額で示されておりますが、整備費、運営費の各々についての提案上限額は設定されていないという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
2	7	第3章	表6	4	⑪ 環境学習・啓発計画	「岩手中部クリーンセンターの補完的位置づけ」とご指示ありますが、本施設で重点的にご説明されたい事項、及び、「岩手中部クリーンセンター」に見学に来た方に対して、現在、重点的に教育されている事項をご教示お願いします。	岩手中部クリーンセンターで重点的に教育している事項は「ごみの分別」と「4R」になります。これらを踏まえたうえでの環境学習・啓発計画の提案を期待します。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第3号	-	-	-	参加表明書 グループ名	建設JVを構成する場合、当該グループ名は【代表企業名＋グループ】という表記でよろしいでしょうか。	建設JVの構成有無にかかわらず、【代表企業名＋グループ】の表記で問題ございません。
2	第4号	-	-	-	構成員及び協力企業一覧表	建設JVを構成する場合であっても、本様式ではJVとしての記載ではなく、各構成員／協力企業名での記載という理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	第6号	-	-	-	添付書類	都道府県税および市町村税の納税証明書について、本社および、委任先である東北支店の両方の証明書が必要になりますでしょうか。また、本入札説明書の配布開始日以前に交付されたものでもよろしいでしょうか。	前段は、本社のみで構いません。 後段は、定める期間内であれば、本入札説明書配布開始日以前に交付されたものでも構いません。
4	第6号	-	-	-	参加資格審査申請書 添付書類	納税証明書【法人市民税】は事業所の所在地に応じた【法人住民税】での提出でよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。事業所の所在地に応じた納税証明書を添付ください。
5	第6号	-	-	-	参加資格審査申請書 添付書類	名簿（工事）に工種「●●」が登録されていることを証明する書類とは、岩手県南広域競争入札参加資格申請受付システムの画面コピーでよろしいでしょうか。	岩手県南広域競争入札参加資格申請受付システムの画面コピーなど、登録されていることが分かる書類を添付ください。
6	第6号	-	-	-	参加資格審査申請書 添付書類	複数の企業で同一業務を担当する場合、本様式に添付する書類はそのうちの1社のみで良いという理解でよろしいでしょうか。	「建築物等の設計を行う者」「建築物等の建設を行う者」「プラント設備の設計・建設を行う者」「運営・維持管理を行う者」については、お見込のとおりです。 ただし、「構成員及び協力企業について必要な書類」については、全ての企業について添付ください。
7	第14号-17	(別紙4)	-	-	費用明細書 (固定費用【補修費用を除く】)	運営開始前に必要となる費用(開業費等)はcその他費用に計上しますが、運営開始前必要費用の年平均費用の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	運営開始前に必要となる費用(開業費等)は、年平均費用の金額は不要とします。
8	第14号-17	(別紙5)	-	-	費用明細書 (①補修費用)	20年の補修費用を年度毎平準化して提案する場合、様式に記載の合計金額について、年度間の費用を合計欄にて明確化した上で、合計欄の下に平準化した金額を記載する欄を設けてもよろしいでしょうか。また、その平準化した金額を様式第14号-17 (別紙1) に展開することでもよろしいでしょうか。	前段は、可とします。 後段は、お見込のとおりです。

7 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	14	第32条	第1項	-	受注者の請求による履行期間の延長	当該条項は昨今の中東情勢を背景にした資材の供給不安、納期調整に伴う工期延長が該当するという理解でよろしいでしょうか。	本施設の着工後の時点において、現在の国際情勢に伴う影響と同様の状況にある場合は該当する可能性があります。具体的にはその時点での協議によります。
2	15	第36条	第5項	-	契約金額の変更	当該条項は昨今の中東情勢を背景にした資材の供給不安、納期調整に伴う価格改定が該当するという理解でよろしいでしょうか。	基本的には第36条第1～4項（いわゆる全体スライド）、第6項（いわゆるインフレスライド）により対応することが想定されますが、具体的にはその時点での協議によります。

8 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	7	2	-	契約保証金	契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、常に運営保証対象額以上としなければならない、との記載がございますが、本契約書第1条に基づき、基本契約書（案）の別紙1定義集に記載の内容より、運営保証対象額は一事業年度における委託料総額の10分の1との理解で宜しいでしょうか。また保険を付保する場合には、毎年「運営保証対象額」の保険契約とし、都度保険付保が証明できる書類を提出するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、運営保証対象額については、運営業務委託契約書別紙8定義集にて定義しています。
2	2	8	4	-	契約保証金	条文中に「運営対象保証額」との記載がございますが、「運営保証対象額」と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。修正します。
3	2	8	2	-	解釈等	解釈の優先順位に関して、本質問回答に対する貴組合回答は、基本契約書、入札説明書等、要求水準書に関する質問回答であるため、基本契約書の上位に位置づけられるものとの認識で宜しいでしょうか。	この契約（運営業務委託契約）、基本契約書、質問回答書、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順とします。
4	4	17	2	-	従業員の確保	要求水準書P115に記載の有資格者（表3-1）は参考になっておりますが、本項では「次の各号に掲げる資格を有するものが含まれる」との記載になっております。要求水準書では安全管理者及び衛生管理者は提案内容により、安全衛生推進者でも可となっております。このことから記載の有無にかかわらず、本運営業務を遂行するにあたり必要となる有資格者を配置するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 落札者決定後の契約締結に係る協議において、有資格者に係る記載について調整を行います。
5	15	52	1	-	保険	(1)～(3)に掲げる保険に継続入するよう記載がございますが、名称が一致せずとも契約内容が同等以上の保険に加入することで問題ないとの理解で宜しいでしょうか。 また、建設事業者が瑕疵担保期間中に付保する保険と重複するものがある場合には、運営事業者は同等の保険に二重で加入する必要はないとの認識で宜しいでしょうか。	前段について、お見込みのとおりです。 落札者決定後の契約締結に係る協議において、事業者提案による保険の記載について調整を行います。 後段について、基本的にお見込みのとおりです。事業者の提案する保険の内容を確認の上、必要な場合は、事業者提案による保険の記載について調整を行います。
6	33	別紙6	1	-	1排水に関する基準	表1生活排水に係る基準値において、生物化学的酸素要求量（=BOD）20mg/L以下、BOD除去率90%以下との記載がございますが、BOD除去率とは、「（浄化槽入口BOD濃度（mg/L）-浄化槽出口BOD濃度（mg/L））÷浄化槽出口BOD濃度（mg/L）」との理解で宜しいでしょうか。その場合、浄化槽入口BOD濃度が200mg/L未満の場合、優先される基準値は生物化学的酸素要求量との理解で宜しいでしょうか。	計算方法はご提示の通りとし、20mg/L以下を満足する場合、除去率は問わないものとします。
7	36	別紙7	2	(1)	削減額の算定方法	本施設についてはリサイクル施設で1系統しかなく、ヤードも3日程度の容量の施設のため、運転停止型の減額処置になりやすいリスクがございます。 本削減額の算定方法に際し、 ①搬入量減など運転調整に起因する設備休止は、事業者に責がないため、運転停止型減額措置の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。 ②20年の運営内におけるメンテナンスに起因する設備休止（例：1週間程度）により、貯留量を超過する可能性があります。 メンテナンス事由による受入不能に関し、運転停止型減額処置適用可否は、事前に協議に応じていただき適用是非を判断いただけると理解してよろしいでしょうか。	①については、「運転停止型減額措置」は「異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本性能要件の未達及び事業契約において定められた運営事業者の義務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合」を対象としており、ご質問にあるような事業者に責の無い場合は対象となりません。 ②については、受入不能とならない維持管理計画を立案ください。ただし、やむを得ない場合は協議を行うこととします。

9 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第3章	2	No. 31	物価変動リスク	物価変動前の基準月は入札提案書類受付締切日の属する月とございますが、入札公告日の属する月に変更頂けないでしょうか。	原文どおりとします。
2	7	第3章	3	No. 54	処理不適物混入リスク	「事業者が善管注意義務を果たしている場合」とは、具体的にどのような状態を指すかについて、以下の認識で相違ないかご教示ください。また、併せて不足・追加すべき要素があれば明示願います。 ①事前に合意された運営マニュアルに従い、適切に不適物除去作業を実施していること ②設備（選別設備・破碎設備等）が設計性能どおり正常に機能していること ③搬入物の性状が要求水準書で想定される範囲内であること ④目視確認を行うなど通常の運用で不適物の除去を適正に実施していること 検知困難な形態で、処理不適物が混入している場合は除く（例：意図的な隠蔽、内部混入、密閉物内混入等）	善良なる管理者の注意義務とは「事業者の有する専門的知見及び技術水準並びに同種業務における通常の実務慣行に照らし、合理的に期待される注意義務の程度」をいいます。 これを踏まえると、ご質問の②、③については、善良なる管理者の注意義務を果たす上での前提となるものであり、②、③が善良なる管理者の注意義務を構成するものではないと考えます。 また、善管注意義務に係る過不足があるかとの質問については、上記の善管注意義務の考え方を踏まえ、組合から具体的な過不足に係る回答はしません。故障・事故等の異常事態の発生時において、要求水準書・事業者マニュアル等を踏まえて事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしているかについて組合が判断することになります。
3	8	第3章	3	No. 58, 59	施設破損リスク	No59「事業者の責によらない場合、本施設の破損に伴うコスト増大」をNo58の対になる表現として「事業者の責によらない事故、火災等による本施設の修復等に係るコスト増大」と読み替えてよろしいでしょうか。	原文どおりとします。特段読替えの必要を認めません。
4	8	第3章	3	No. 67	不可抗力リスク	対象となる契約及び契約に含む内容欄において、事業者は組合損害の100分の1を超える額を負担するとの記載がございますが、運営業務委託契約書（案）第55条に基づき、一事業年度につき、年間の運営業務委託費の100分の1に至るまでは事業者が当該損害額及び増加費用額を負担すると読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。また、同様に事業者が負担するリスクを担保する方法（組合での対応策）欄においても、本施設に生じた損害は一事業年度につき、年間の運営業務委託費の100分の1に至るまでは事業者が当該損害額及び増加費用額を負担すると読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	「対象となる契約及び契約に含む内容欄」には「組合は損害額の100分の1を超える額を負担する」と記載しており、ご質問にある「事業者は組合損害の100分の1を超える額を負担する」との記載はありません。 「事業者が負担するリスクを担保する方法（組合での対応策）」欄は考え方を示すものに留まり、具体的には運営業務委託契約書第55条の規定が適用されます。